

○志度地方卸売市場業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務規程は、志度地方卸売市場（以下「市場」という。）の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産および流通の円滑化を図り、もって県民等の生活の安定に資することを目的とする。

(市場の名称、位置及び面積)

第2条 市場の名称、位置および面積は、次のとおりとする。

- (1) 名称 志度地方卸売市場
- (2) 位置 香川県さぬき市志度 5389 番地 3
- (3) 面積 626.17 平方メートル

(取扱品目)

第3条 市場の取扱品目は、次に掲げる物品とする。

取扱品目 生鮮水産物およびその加工品

(開場の期日)

第4条 市場は、毎週火曜日（以下「休日」という。）及び、1月1日から1月3日迄並びに8月13日から8月17日迄のうちの3日間を除き、毎日開場するものとする。

2 開設者は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保し、またはこれらの利益を阻害しないと認める時は、

休日に開場し、または休日以外の日に開場しないことができる。この場合においては、あらかじめ関係者に周知するものとする。

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、次に掲げるとおりにする。ただし開場者が市場業務の運営上必要があると認めたときは、これを臨時に変更することがある。

(午前6時から午後3時まで)

2 卸売のための販売開始の時刻は、冬期(10月1日から4月30日まで)は午前6時30分から夏期(5月1日から9月30日まで)は午前6時からとし、振鈴をもって関係者に周知する。

3 開設者は、第2項の内容を変更しようとする時は、あらかじめ関係者に周知するものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 せり人

(せり人)

第6条 卸売業者が、市場において行う卸売のせり人は、次の各号に掲げる者のいずれにも該当しない者でなければならない。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 禁固以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処された者でその刑の執行を終り、又は、その刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者

(3) 買受人又はその者の役員若しくは使用人である者

(4) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者

2 せり人は、卸売のせりに従事するときは、記章を着用しなければならない。

第2節 買受人

(買受人の承認)

第7条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、開設者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号
- (3) 法人にあっては、資本又は出資の額、及び役員の氏名
- (4) その他開設者が必要と認める事項

3 開設者は、第1項の承認を受けようとする申請者が、次の各号のいずれにも該当しない場合には、同項の承認をするものとする。

- (1) 破産者で、復権を得ない者であるとき
- (2) 卸売の相手方として必要な知識、及び経験または、資力信用を有しない者であるとき
- (3) 第9条第1項の規定による承認の取り消しを受け、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき

(名称変更等の届出)

第8条 前条第1項の承認を受けた者（以下「買受人」という）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき
- (2) 商号を変更したとき
- (3) 買受人としての業務を廃止したとき

2 買受人が死亡または解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(買受人の承認の取消等)

第9条 開設者は、買受人が第7条第3項第1号に該当することとなったとき、または卸売の相手方として必要な資力、信用を有しなくなったときは、その承認を取り消すものとする。

2 開設者は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市場における売買取引の全部または一部を制限することができる。

- (1) 売買取引に関し不正の行為があったとき
- (2) 売買代金の支払いを怠ったとき
- (3) 保管の費用若しくは損失金の支払いを怠ったとき
- (4) 正当な理由がなくて引き続き1月以上買受人としての業務を休業したとき
- (5) 売買取引の妨害など、取引秩序をみだす行為があったとき

(買受人保証金)

第10条 卸売業者は、卸売を受けようとする買受人から保証金の預託を受けることができる。

(買受人組合)

第11条 買受人が、買受人をもって組織する組合をつくったときは、その規約、役員氏名及び組合員名簿を開設者に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。

(買受人章)

第12条 開設者は、買受人の承認をしたときは、買受人章を交付するものとする。

2 買受人は、前項による買受人章を市場内において常に着用しなければならない。

第3章 売買取引および決済の方法

(物品の即日販売)

第13条 卸売業者が上場できるまでに受領した物品は、特別の理由のあるもののほか、当日中に販売しなければならない。

(物品の上場順位)

第14条 物品の上場順位は、あらかじめ定めた配列場所の順とする。ただし、受託契約款に特別な規定がある場合には、この限りでない。

(販売前における受託物品の検収)

第15条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては、検収を確実にし、受託物品の種類、数量、等級、品質などについて異常を認めるときは、その結果を物品受領通知書または、売買仕切書に付記しなければならない。ただし、委託物品の受領に委託者又は、その代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

(売買取引の原則)

第16条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

2 市場における売買取引は、現品または見本によって行わなければならない。ただし、現品および見本によって行うことが困難なときは、銘柄によることができる。

(売買取引の方法)

第17条 卸売業者は、市場において行う卸売について、せり売若しくは入札又は、相対取引によらなければならない。

2 卸売業者は、次の各号に掲げる場合はせり売り又は入札の方法によらなければならない。

(1) 自然災害の発生、自動車交通の渋滞その他の事情により入荷量が一時的に詳しく減少し、市場の取引に支障を生じる

おそれがある場合。

- (2) 特定の産地に係る風評被害の発生等により、他の産地から出荷された物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合、その他市場における特定の物品に対する需要が一時的に著しく増大し、市場の取引に支障を生じるおそれがある場合。

3 卸売業者は、販売方法を定め、又は変更しようとする場合には、次に掲げる事項をあらかじめ関係者に周知するとともに、その販売方法を卸売場の見やすい場所に提示しなければならない。

- (1) 当該品目及び販売方法
- (2) 販売方法を定め、又は変更する場合

(せり売の方法)

第18条 卸売のためのせり売は、その販売物品について品名、産地、等級及び数量又は重量その他必要な事項を表示するか又は、呼び上げた後でなければ開始することができない。

- 2 せり落としは、せり下げとし、せり人が希望販売価格を呼び上げたあと、最初に申込みした申込者をせり落とし人とする。
- 3 せり落とし人が決定したときは、直ちにせり落とし価格およびせり落とし人の氏名、商号または番号を呼び上げなければならない。

(入札売の方法)

第19条 卸売のための入札売は、卸売人がその販売物品について品名、産地、等級及び数量又は重量その他必要な事項を表示するか又は呼び上げた後、入札人に対して入札書に氏名、入札金額その他指定事項を記載させて行わなければならない。

- 2 開札は、入札後直ちにこれを行わなければならない。
- 3 最高入札価格の入札人を落札人とする。ただし、指値のある物品については、最高入札価格が当該価格に達しないときは、この限りでない。
- 4 前条第3項及び第4項の規定は、入札売に準用する。

(異議の申立)

第20条 せり売又は入札売に参加した者が、せり落とし又は落札の決定について異議があるときは、直ちにその旨を開設者に申し立てることができる。

2 開設者は、前項の規定による申立について正当な理由があると認める時はせり直し又は再入札を命ずることができる。

(売買取引の単位)

第21条 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、この限りではない。

(指値等のある委託物品)

第22条 卸売業者は、指値その他の条件のある委託物品は、上場の際その旨を表示するか又は呼び上げなければならない。

(指値等のある未販売委託物品の処理)

第23条 卸売業者は、前条の委託物品で相当の期間内に当該条件により販売することができないときは、その旨を委託者又はその代理人に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、そのために委託者に損害を及ぼすおそれがあると認める時は、卸売業者は、その条件がなかったものとしこれを販売することができる。

(差別的取り扱い禁止等)

第24条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者または買受人その他卸売を受ける者に対して不当に差別的な取り扱いをしてはならない。

(卸売の相手方の制限)

第25条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げ

る場合であって買受人を不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 当該市場における入荷量が著しく多いか、又は買受人にとって出荷された生鮮食料品等の品目または品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合
- (2) 当該市場の買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合
- (3) 他の市場の入荷事情等からみて当該市場からの転送によらなくては入荷が著しく困難な市場の卸売業者に対して卸売をする場合
- (4) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者または当該他の卸売市場の買受人に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が、次に掲げる要件を満たしているとき
 - イ 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（一か月以上のものに限る）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。
 - ロ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該地方卸売市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該地方卸売市場における市場取引委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売が、当該地方卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。
- (5) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む）をいう。）及び食品製造業者等（生鮮食品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。
 - イ 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（一か月以上一年未満のものに限る）が定められていること。
 - ロ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該地方卸売市場

の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が当該地方卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

2 前項第4号又は第5号の承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売の数量を翌月20日までに開設者に届け出なければならない。

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第26条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引き受けについて、その委託者から、第34条に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(受託契約約款)

第27条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引き受けについて受託契約約款を定めることができる。

2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知しなければならない。

(売買取引条件の公表)

第28条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取引品目
- (3) 生鮮食料品等の引き渡し方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食品等の卸売にかかる販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む）

(卸売物品の引取り)

第29条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品をすみやかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引き取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

3 卸売業者は、前項後段の規定により、他の者に卸売をした場合においてその卸売価格が第1項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

(売買取引の制限)

第30条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者は、その売買を差止め又はせり直し、若しくは再入札を指示することができる。

(1) 買受代金の支払いを怠ったとき

(2) 談合その他不正な行為があると認めるとき

(3) 不当な値段を生じたとき又は生じるおそれがあると認めるとき

(有害物品等の売買禁止)

第31条 開設者は、衛生上有害な物品（以下「有害物品」という）が、市場に搬入する事が無いように努めるものとする。

2 有害物品等は、市場において販売し、又は販売の目的をもって所持してはならない。

3 開設者は、有害物品等の売買を差止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の公表)

第32条 開設者は、市場において取り扱う生鮮食品等について、毎日の卸売が開始されるまでに、その日の主要な品目の卸売予定数量、その他事項を当該市場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 開設者は、前項の生鮮食料品等について、毎日の卸売業者の卸売の数量及び卸売価格（せり売り、入札又は相対取引、(い

いわゆる「定価売」を含む。以下同じ。)に係る価格にその消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せした価格を言う。以下同じ。)を、当該市場の見やすい場所に速やかに掲示しなければならない。

3 卸売業者は、市場において取扱う生鮮食品等について、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要品目の卸売予定数量を、毎日の卸売が終了した後に、その日の主要品目の卸売数量及び価格並びにその他の事項を、当該市場の見やすい場所に掲示しなければならない。

4 卸売業者は、前項の規定により公表する内容が、第1項又は第2項の規定により公表するものと同一の内容があるときは共同で公表することができる。

5 卸売業者は、その月の前月の委託料の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額(第28条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る)を公表するものとする。

(仕切および送金)

第33条 卸売業者は、生鮮食料品等の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、売買仕切書及び売買仕切金(消費税額及び地方消費税を含む)を送付しなければならない。ただし、特約のある場合は、この限りでない。

2 前項の売買仕切書には、当該卸売をした物品の品目、等級、価格、および数量を正確に記載しなければならない。

3 第一項の売買仕切金の送付は、現金、小切手、手形、口座振込、口座振替のいずれかの方法によるものとする。

(委託手数料の率)

第34条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、卸売金額(せり売、入札又は相対取引に係る価格にその消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ)に掲げる定率以内の率を乗じて得た金額とする。

取扱品目	定率
生鮮水産物及びその加工品	100分の6.0

(買受代金等の支払)

第35条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の代金(買い受けた額にその消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた額とする)を、引き渡しを受けた翌日までに支払わなければならない。ただし、特約のある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの特約は、その他の買受人に対して不当に差別的な取り扱いとなるものであってはならない。

3 第25条第1項ただし書きの規定により卸売を受けた者は、卸売業者と締結した契約の期日までに買い受けた物品の代金(買い受けた額に、その消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。)を支払わなければならない。

4 第1項及び前項の支払方法は、現金、小切手、手形、口座振込、口座振替のいずれかの方法により行うものとする。

(卸売代金の変更の禁止)

第36条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金については、正当な理由があると認めるときでなければ、これを変更してはならない。

(売買仕切金の前渡し等)

第37条 卸売業者は、出荷を誘引するために、出荷者に対し売買仕切金を前渡し、保証金の差し入れ又は資金を貸し付けることができる。

2 前項の前渡し等が、卸売業務の適正かつ健全な運営及び当該卸売業者の財務の健全性を損なうものであってはならない。

(出荷奨励金の交付)

第38条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。ただし、当該出荷奨励金の交付が卸売業者としての財務の健全を損ない、または卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するときは、この限りでない。

2 前項の出荷奨励金は、当該卸売金額に次表の交付率以内の率を乗じた金額とする。

取扱品目の部類	交付金の区分	交付率
水産物	漁業組合単位以上の出荷団体の者	販売金額の10/100

(完納奨励金の交付)

第39条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するために買受人に対して完納奨励金を交付することができる。ただし、当該完納奨励金の交付が卸売業者としての財務の健全を損ない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するときはこの限りでない。

2 前項の完納奨励金は、当該卸売金額に次表の交付率以内の率を乗じた金額とする。

取扱品目の部類	交付金の区分	交付率
水産物	1) 取引協定による買受代金の完納奨励のための交付金(歩戻し金)	完納金額の 7/1000 以内
	2) 買受代金の代払い制度のための交付金(代払い制度事務費)	完納金額の 7/1000 以内

第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第40条 卸売業者、買受人及び関連事業者(市場の利用者に便益を提供し、又は、市場の機能の充実を図るため、開設者の承認を得て市場内において店舗その他の施設を設けて営業する者。以下同じ。)等が市場内で使用する用地、建物、その他施設(以下「市場施設」という)の位置、面積、期間、その他の使用条件は、開設者がこれを定める。

2 前項の市場施設の使用料(消費税及び地方消費税を含む)は次表のとおりとする。

使用料種別	金額
物置場使用料	月 5,000 円以内

(用途変更等の禁止)

第41条 市場施設の利用者は、当該施設の用途又は原状を変更し、又は当該施設の全部又は一部を転貸し、若しくは使用させてはならない。ただし、特別の理由により、開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 市場施設を故意又は過失により損傷し、又は滅失した者は、その補修をし、又はそれに代わる費用を弁済しなければならない。

第5章 管理

(開設者の責務)

第42条 開設者は市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取り扱いを行ってはならない。

(事業報告書の写しの備え付け及び閲覧)

第43条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号。)別記様式第2号により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に開設者に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事業所に備えておかなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のため販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申し出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申し出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確保する目的以外の目的に基づき閲覧の申し出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合

(報告等)

第44条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対しその業務若しくは財産に関し、報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 開設者は、前項に基づき市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、それぞれに当該人に対しその業務又は会計に関し、必要な改善措置を取るべき旨を申し入れることができる。

(市場秩序の保持等)

第45条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。

2 開設者は、市場秩序の保持又は公共の利益をはかるため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をすることができる。

(清潔の保持)

第46条 市場の利用者は、当該市場施設の清潔を保持し、自己の商品、容器その他の物品を整理し、これを放置してはならない。

(物品の品質管理の方法)

第47条 市場関係事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品衛生に関する法令に即して卸売市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

2 開設者は、前項の規定を定めたときは市場の見やすい場所に掲示し、卸売業者その他市場関係事業者は、当該規定及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品衛生に関する法令に即して卸売市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

(無許可営業の禁止)

第48条 卸売業者、買受人及び付属営業人がそれぞれ開設者から承認を受けた業務を行う場合及び開設者が特に必要と認める者を除く

ほか、市場内においては物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

(備付帳簿)

第49条 開設者は、次の帳簿を備え、必要事項を明確に記載しなければならない。

- (1) 総勘定元帳、現金出納簿
- (2) 固定資産台帳
- (3) 買受人、関連事業者台帳
- (4) その他必要と認める諸帳簿

2 卸売業者は、次の帳簿を備え、必要事項を明確に記載しなければならない。

- (1) 総勘定元帳、現金出納簿、固定資産台帳
- (2) 荷受帳、売掛台帳
- (3) 荷主口座帳、買受人口座帳
- (4) 貸付台帳
- (5) その他必要と認める諸帳票

(市場運営協議会)

第50条 開設者は、市場における公正かつ効率的な売買取引を確保し、市場の業務の円滑な運営、施設の整備、業務規程の変更、その他必要な事項を協議するため市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は20人以内で組織する。
- 3 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、その他の利害関係及び学識経験のある者のうちから、開設者が委属する。
- 4 前各号に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は開設者が定める。

(関係規定の制定)

第51条 この業務規程の施行に関して必要な事項は、開設者が定める。

附則

(施行期日)

この業務規程は、令和2年6月21日から施行する。